

印紙をもつてする歳入金納付に関する法律第一条ただし書の規定により、印紙をもつて納付することができる手数料を定める件

昭和三十三年二月八日 総理府告示第四十八号

最終改正：昭和五十六年四月二十五日 総理府告示第二十五号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十九条第一項の規定による手数料（指定試験機関の行う放射線取扱主任者試験を受けようとする者の納付する手数料を除く。）